

土地改良事業変更計画概要書

第1章 目的及び変更の理由

農業従事者の高齢化が進み、区画整理が不十分な本地区では、農作業が困難になっており、担い手への農地集積・集約化が進まない状況である。そこで、区画整理を行うことで農地集積・集約化を進めるための条件を整備し、農業生産企業の参入・営農拡大や地域の核となる経営力の高い担い手への集積と育成を図る。また、青ネギの栽培により、安定した営農を確立させ、青ネギの産地とすることで、実需者ニーズへの対応が可能となる。

なお、この度の計画変更は、日之浦地区の受益地の変更等があったため行うものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積

[単位:ha]

所在	呉市安浦町三津口、安登の一部							
地積	田	畑	山林	原野	その他	5条7項	5条6項	計
	(7.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.1)			(8.1)
	7.1	0.3	－	－	－		0.6	8.0

2. 地域の現況

(1) 地形

本地区は、呉市の東部(安浦町)に位置し、標高1m程度の寸田原川河口部に広がる平坦な農振農用地区域である。

(2) 土壌及び土性

土壌は、地区一帯が中粗粒強グライ土(14B)からなり、土性は、砂である。

(3) 気象

本地区は呉市の東部に位置し、年間を通じて降水が比較的少なく温暖な瀬戸内海性気候で、年間平均気温17.1℃、年間降水量は1,962.0mm の地域である。

(4) 水利状況

用水は、周辺の溪流から取水しており、排水は遊水池から海へポンプ圧送している。既設水路は、用排兼用が多く老朽化している。

(5) 営農状況

区分	農家 戸数 (戸)	内訳		一戸当たり		備考
		販売農 (戸)	自給的 (戸)	田 (ha)	畑 (ha)	
呉市	2,241	848	1,393	0.16	0.06	
受益地	14	-	14	0.51	0.02	

(6) 地域環境の概況

本地区は、呉市の東部(安浦町)に位置し、県道465号川尻安浦線と日之浦北川及び日之浦南川に挟まれた標高1m程度の平らな地形である。気象は年間を通じて降水が比較的少なく温暖な瀬戸内海性気候で、年平均気温17.1℃、年平均降水量は1,962.0mmとなっている。

また、本地区は「呉市田園環境整備マスタープラン」において「環境創造区域」に指定されており、工事の施工前から随時確認を行い、必要に応じて工法検討を行う必要がある。なお、現地調査の結果、保護すべき動物としてカヤネズミ、ニホンイシガメ、トノサマガエル、メダカ、ドジョウ、ホウネンエビなど13種、保護すべき植物として地域特徴種を含めたカワツルモ、カワヂシャ、アカウキクサ、ヒメズワラビ、イチョウウキゴケなど7種の生息が確認されており、環境省及び広島県のレッドデータリストに掲載されている動植物も確認されている。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容

地区名	工 種	数量及び規模	備考
日之浦	整 地 工	(7.0) 6.9 ha	
	道 路 工	L=0.7 km W=4.0m	
	用水路工	(0.9) (HIVP φ 40～75) L=1.1 km PE φ 75	
	排水路工	L=1.1 km KF300、DF800×600、DF1000×1000	
	客土工(土壌改良)	(7.0) 6.9 ha	

2. 環境配慮にかかる計画

整備中は汚濁水など既存水路からの流出を抑制するほか、施工に影響する種については、移植など検討を行うこととしている。

また、施工中保護すべき動植物が確認され、影響が懸念される場合、その都度検討を行い、対応するものとしている。

第4章 管理の要領

本事業に造成された施設は、土地改良財産等の譲与に関する条例(昭和42年7月3日広島県条例第36号)に基づき呉市が譲り受け、呉市公有財産規則等に基づき、適切に管理する。

ただし、日常の管理は受益者が行う。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

事業により、基盤の整備を行いもって農用地の集団化を図るため、換地計画により公平適切な換地の配分、利害関係者の権利の帰属、公定のため換地計画を樹立する必要がある。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、登記簿地積とする。

(2) 農用地集団化の方法

区分 地区名	地帯別、グループ 別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔 の取扱い
日之浦	該当なし	母地集団化方式	概ね 2 団地	固定畦畔 原則として標準区画 を単位に交付する。 移動畦畔 配分面積に応じて移動 して定める。

(3) 非農用地換地の方法

区分 地区名	種 類	非農用地区域 の位置の概略	面積 ㎡	換地の手法	その他
日之浦		該当なし			
計					

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

3. 土地改良法第5条6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

[単位: ㎡]

換地区	区分	公 用 公 共 用 地					
	工区名	国有地	県有地	市有地	計	その他	合計
日之浦	道路	-	-	3,817.20	3,817.20	-	3,817.20
	水路	-	-	1,587.60	1,587.60	-	1,587.60
合計				5,404.80	5,404.80		5,404.80

第6章 費用の概算

¥332,850,000－(うち地方事務費 ¥15,850,000－を含む。)

第7章 効用

[単位:千円]

区分 効果項目	年総効果額	年増加所得額	備考
作物生産 効果	12,882	11,105	
営農経費節減 効果	－	－	
維持管理節減 効果	△ 136	△ 136	
その他 効果	17,101	－	(国産農産物安定 供給効果)
計	29,847	10,969	

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別紙の通り